WIPO PCT
The International Patent System
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

PCT NEWSLETTER

https://www.wipo.int/pct/ja 2025 年 6 月号 | No. 06/2025

PCT ニュースレター日本語訳では、PCT NEWSLETTER (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

エチオピアがパリ条約に参加

エチオピア連邦民主共和国 (国コード: ET) が、2025 年 5 月 15 日に、工業所有権の保護に関するパリ条約の加入書を寄託しました。これによりパリ条約の全同盟国数は 181 となりました。当該国は、2025 年 8 月 15 日よりパリ条約に拘束されます。一覧 “States Party to the PCT and the Paris Convention and Members of the WTO” の更新版は、以下のリンク先に掲載されています。

https://www.wipo.int/pct/en/paris_wto_pct.html

PCT 規則 4.10(a) に従い、優先権の主張は、パリ条約の同盟国において/について、又は同条約の同盟国ではないが世界貿易機関 (WTO) の加盟国である国において/についてされた一つ以上の先の出願に基づく優先権を国際出願において主張することによって行うことができます。

モーリシャス共和国が ARIPO に参加

モーリシャス共和国が、2025 年 5 月 27 日に、アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) の枠組みにおける特許、実用新案、及び意匠に関するハラレ議定書への加入書を寄託しました。これにより、モーリシャス共和国は、2025 年 8 月 27 日より ARIPO の加盟国となります。ハラレ議定書についても当該国に関して当該日から発効し、ARIPO の加盟国数は 22、ハラレ議定書の締約国数は 21 となります。

この加入により、2025 年 8 月 27 日以降に提出される全ての国際出願は、国内特許に加えて、ARIPO の特許はモーリシャス共和国の指定も含むことになります。さらに、当該日より、当該国の国民及び居住者は、モーリシャス産業財産庁 (IPOM) 及び WIPO 国際事務局に加えて、受理官庁としての ARIPO に対しても国際出願ができるようになります。

モーリシャス共和国の加入に関する ARIPO の告知は、以下のリンク先に掲載されています。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

https://www.aripo.org/news/Mauritius+Accedes+to+the+Harare+Protocol-1748463914

(PC T 出願人の手引 附属書 B (MU)、B (AP)、C (AP) が更新されました)

PCT 規則改正 - 2025 年 7 月 1 日発効

2024 年 7 月 9 日から 17 日まで開催された PCT 同盟総会 (PCT 総会) は、2025 年 7 月 1 日発効予定の PCT 規則改正を採択しました。改正内容は以下の通りです。

- PCT 規則 89 の 2.1 の改正により、官庁は紙による出願の受理を停止します (但し、国際出願日を取得する及び/又は期間を遵守するための例外的な状況において紙による出願の提出を認める選択肢が残されます)。紙による出願がされた場合には、2 か月以内に電子形式による出願書類の再提出を出願人に要求することができます。受理官庁としての国際事務局は、引き続き紙による出願を受理する義務があります。
- PCT 規則 92 の改正により、国際事務局は、現下当事務局が求められている英語とフランス語以外の言語でも、官庁や出願人と連絡することができるようになります。
- PCT 規則 26.3 の 3 の改正により、出願人は、図面の要約及び/又は図面の文言が、国際出願の公開言語と異なる言語で提出された場合には、国際調査機関が認める言語での翻訳文の提出が求められます。

PCT 規則改正を解説するパワーポイント資料は、以下のリンク先からご利用下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/texts/rule_changes_archive

2025 年 7 月 1 日に発効する改正版 PCT 規則の全条文は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語の PDF 形式で、以下のリンク先からご利用下さい。

https://www.wipo.int/en/web/pct-system/texts/index

英語とイタリア語以外の言語は、当ページの右上から選択可能です。

PCT 実施細則の改正

PCT 実施細則の第 703 号及び第 705 号が修正され、新たに第 703 号(e の 2)、第 703 号(e の 3)、第 705 号の 4 が追加され、2025 年 7 月 1 日に発効します。

これらの修正を含む実施細則の改正版は、それぞれ英語、フランス語とスペイン語の PDF 形式でご利用いただけます。

https://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html

https://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html

https://www.wipo.int/pct/es/texts/index.html

英語とフランス語の条文は、 HTML 形式でも提供予定です。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

中国語、日本語とロシア語の改正版は、近日利用可能となります。

上述した変更は、回章 C. PCT 1684 において詳細に説明されており、それぞれ英語、フランス語とスペイン語で以下のリンク先からご利用いただけます。

https://www.wipo.int/en/web/pct-system/circulars/2025/index

https://www.wipo.int/fr/web/pct-system/circulars/2025/index

https://www.wipo.int/es/web/pct-system/circulars/2025/index

PCT 受理官庁ガイドライン、PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの改訂

PCT 受理官庁ガイドライン、PCT 国際調査及び予備審査 (ISPE) ガイドラインが改訂され、2025 年 7 月 1 日に発効予定です。詳細は、回章 C. PCT 1684 をご参照下さい。それぞれ英語、フランス語とスペイン語で、以下のリンク先からご利用いただけます。

https://www.wipo.int/en/web/pct-system/circulars/2025/index

https://www.wipo.int/fr/web/pct-system/circulars/2025/index

https://www.wipo.int/es/web/pct-system/circulars/2025/index

WIPO ウェブサイト PCT 関連ページのデザインが一新

PCT ユーザ満足度調査を通じて寄せられたフィードバックを受け、WIPO ウェブサイト上の PCT 関連ページが 2025 年 6 月 16 日付で一新されました。変更内容には、PCT トップページのデザイン変更、新規ページの追加、ナビゲーションの改善を目的としたコンテンツの再編成が含まれます。

PCT ページの全体的なコンテンツは変更されておらず、以前の機能は全て維持されています。但し、当ページは新しいコンテンツ管理システムに移行されたため、既存のブックマークは更新が必要です。

是非デザインが一新された PCT ウェブページをご活用下さい。ご意見やご提案は、以下のアドレスまでお送り下さい。

pct.resources@wipo.int

PCT 統計 2025

PCT 年次報告 2025 年版

PCT 年次報告 2025 年版は、2024 年の PCT の活動や動向をまとめたものです。2024 年の PCT 出願や国際特許制度の実績に関する一連の統計 (上位出願国別、上位出願人別、技術分野別の出願件数、並びに PCT 出願における女性発明者の参加に関する統計を含む) を網羅しており、2023 年 (統計が利用可能な最新年度) の国内段階移行に関する統計も収録しています。また、本報告では、以下に説明する特別テーマに関する情報や、PCT 制度の利点についての概要も紹介しています。

今年の特別テーマは “Five million and counting, but have PCT applications reached a plateau or just a pause?” とし、本報告ではその記述的分析を提供しています。2024 年に WIPO は、韓国の大手企業

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

サムスン電子が電気工学分野で提出した 500 万件目の PCT 出願の公開を記念しました。東北アジア圏と電気工学分野による PCT 出願は、過去 20 年間にわたる PCT 出願の著しい成長を牽引する主要な地域と分野でしたが、2020 年から 2024 年にかけては、COVID-19 パンデミック、サプライチェーンの混乱、インフレ、高金利、政治的緊張、新たな産業政策など、複数の外部要因により出願が停滞しました。この減速は、すでに成熟した PCT 制度の成長ポテンシャルの低下を反映している可能性もありますが、過去 50 年間、経済発展と技術革新が予測不能な形で出願の傾向を再構築してきたことから、最近の出願傾向に関して長期的な予測をする上でも慎重さを要することを示しています。

特別テーマでは、2020 年 から 2024 年までの期間を前期間の 2010 年 から 2020 年と比較し、PCT 出願の傾向を探索しています。

PCT 年次報告は、英語でご利用いただけます。

https://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4740&plang=EN

https://www.wipo.int/pct/en/activity/index

エグゼクティブ・サマリーは、近日 9 言語（アラビア語、中国語、英語、フランス語、ドイツ語、日本語、韓国語、ロシア語とスペイン語）で利用可能となる予定です。

スペイン、ポルトガル、アンドラ、フランスの一部地域において停電の影響を受けた出願人に関連する PCT 規定及び受理官庁の行為

スペイン、ポルトガル、アンドラ、フランスの一部地域における停電を受けて、欧州特許庁（EPO）は国際事務局（IB）に対し、PCT 規則 82 の 4.1(a) に基づき、出願人に遅滞の理由を証明する証拠提出の必要性を免除する旨を通知しました。また、PCT 規則 82 の 4.1(d)に従い、 2025 年 4 月 28 日から 29 日までの期間に停電の影響を受けた地域に居住する又は営業所を有する関係者が、PCT 規則で定められた期間内に EPO に対して行うべき手続を履行できなかった場合には、遅滞の理由を証明する証拠提出の必要性を免除する旨を通知しました。

詳細については、EPO が公表した通知及び EPO 官報 2025 年 5 月号をご参照下さい。

https://www.epo.org/en/legal/official-journal/2025/05.html

さらに、PCT 規則 82 の 4.1(d) に従い、IB（受理官庁としての役割を含む）も、遅滞が 2025 年 4 月 28 日と 29 日に発生したスペイン、ポルトガル、アンドラ、フランスの一部地域における停電に起因する旨が明記されている場合には、PCT 規則 82 の 4.1(a) に基づく期間が遵守できなかったことによる遅滞の許容を請求する際の証拠提出の必要性を免除します。

影響を受けた PCT 出願人で、停電のため優先期間内に PCT 出願を提出できなかったが、2 か月の期間が満了した後 2 か月以内に出願できた出願人は、PCT 規則 26 の 2.3 に基づき、この規定を適用する受理官庁に対し優先権の回復を請求することができます。

国際事務局に対する手数料支払用の銀行口座情報が変更

銀行口座への振込による支払（スイスフラン、米国ドル、又はユーロでの支払）に必要な WIPO の銀行口座の銀行名と口座情報が、2025 年 7 月 1 日から変更になります。当該日以降、取引を行う際は、新

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

しい IBAN、SWIFT コードと銀行名をご準備いただきご使用下さい。銀行口座の変更情報は、近日中に WIPO ウェブサイト (https://www.wipo.int/web/paying-for-ip-services/pct-fees) に掲載予定です。移行期間中は、従来の口座への支払が可能です。

オンラインでの支払方法や各支払方法で認められている通貨に変更はありません。

WIPO への PCT 手数料の支払に関する情報は、以下のリンク先をご参照下さい。

https://www.wipo.int/en/web/pct-system/fees/index
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

詳細情報やご質問は、以下へお問い合わせ下さい。

https://www3.wipo.int/contact/en/area.jsp?area=finance

7 - 8 月の合併号

次号の PCT ニュースレターは 7 - 8 月の合併号となり、 8 月初旬の発行を予定しています。今月号と合併号が発行されるまでの期間に PCT ユーザの皆様にお伝えすべきお知らせがある場合には、PCT 最新情報のメール配信サービスを通して、また PCT ウェブページのニュース欄にてご案内いたします。まだメール配信サービスにご登録されていない方は、以下の電子メールプラットフォームにて無料で登録手続が可能です。当サービスは、PCT ユーザの皆様に PCT ニュースレター最新号の発行や臨時のお知らせをご案内いたします。

https://www.wipo.int/en/web/newsletters/#pct_newsletter
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

合併号の発行前に PCT セミナーカレンダーや PCT 手数料表に変更がある場合には、それぞれ以下のリンク先にて情報が更新されます。

https://www.wipo.int/documents/d/pct-system/docs-en-seminar-calendar.pdf

https://www.wipo.int/documents/d/pct-system/docs-en-fees.pdf

PCT アップデート

AT: オーストリア (手数料)
AU: オーストラリア (当該官庁が認める物理媒体の種類)
BH: バーレーン (管轄国際調査及び予備審査機関)
CA: カナダ (手数料)
CN: 中国 (国内手数料の納付期限、手数料)

中国国家知識産権局 (CNIPA) は、国際事務局 (IB) に対し国内手数料の納付期限に関する幾つかの変更を通知しました。指定 (又は選択) 官庁としての当局に支払われる出願公開手数料は、PCT 第 22 条又は第 39 条(1) に定める期間内に支払わなければなりません。優先権主張の手数料と実用新案の手数料は、いずれも国内段階への移行日から 2 か月以内に支払わなければなりません。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

また、2025 年 7 月 1 日から、CNIPA を受理官庁として人民元で支払う、国際出願手数料、30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料の換算額、並びに手数料表 I(a) に表示される手数料表の項目 4(c) に記載される手数料減額の人民元での換算額が変更になります。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (CN) 及び国内編、概要 (CN) が更新されました)

HU: ハンガリー (手数料)
IB: 国際事務局 (手数料)

2025 年 7 月 1 日から、受理官庁としての IB に支払う送付手数料と優先権書類の手数料の米国ドルでの換算額が変更になります。

送付手数料: 121 米国ドル

優先権書類の手数料: 60 米国ドル

航空便の追加手数料: 12 米国ドル

(PCT 出願人の手引 附属書 C (IB) が更新されました)

RU: ロシア連邦 (PCT ニュースレター2024 年 11 月号から 2025 年 5 月号に掲載された PCT 手数料表 I(b) に関する修正)

SA: サウジアラビア (手数料)

調査手数料及び国際調査に関連するその他の手数料 (一部の官庁)

2025 年 7 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に特定した通貨で支払う換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁 スイスフラン

オーストリア特許庁 米国ドル

カナダ知的財産庁 スイスフラン

中国国家知識産権局 (CNIPA) スイスフラン

フィンランド特許登録庁 (PRH) 米国ドル

国立産業財産機関 (ブラジル) スイスフラン、ユーロ

イスラエル特許庁 スイスフラン

北欧特許機構 米国ドル

サウジ知的財産機関 (SAIP) スイスフラン

スペイン特許商標庁 米国ドル

国家機関「ウクライナ
国立知的財産イノベーション庁」(UANIPIO) 米国ドル

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

スウェーデン知的財産庁 (PRV) 米国ドル

トルコ特許商標庁 (Turkpatent) 米国ドル

米国特許商標庁 (USPTO) スイスフラン、ユーロ

ヴィシェグラード特許機構 (VPI) 米国ドル

2025 年 8 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に特定した通貨で支払う換算額が変更になります。

ユーラシア特許庁 (EAPO) 米国ドル

連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) ユーロ、米国ドル

国立産業財産機関 (ブラジル) 米国ドル

新料金は、手数料表 I(b) に表示されています。

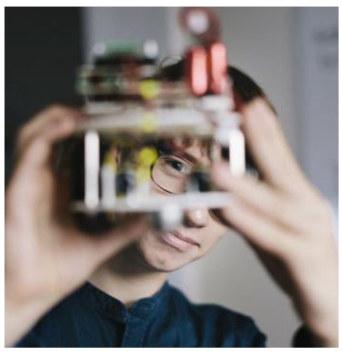
(PCT 出願人の手引 附属書 D (AT、AU、BR、CA、CN、EA、ES、FI、IL、RU、SA、SE、TR、UA、US、XN、XV) が更新されました)

取扱手数料 (カナダ知的財産庁、CNIPA、サウジ知的財産機関 (SAIP))

2025 年 7 月 1 日から、国際予備審査機関 (IPEA) としてのカナダ知的財産庁に対してカナダドル、CNIPA に対して人民元、SAIP に対してサウジアラビアリアルで支払う取扱手数料の換算額が変更になります。新料金はそれぞれ、335 カナダドル、1,750 人民元、911 サウジアラビアリアルです。

(PCT 出願人の手引、附属書 E (CA、CN、SA) が更新されました)

近日配信予定の PCT Basics に関するウェビナーシリーズ



7 回にわたる PCT ウェビナーの新シリーズが、2025 年 7 月 2 日から開始されます。当ウェビナーは、アイデアの保護に興味があるものの、特許手続に慣れていない方を対象に企画されています。新シリーズでは、特許保護を取得する手続の基本を解説し、特に PCT 制度がどのように発明者を支援できるのかに焦点を当てます。

新シリーズ第 1 回 “It all starts with an invention…” では、国内・国際特許保護、属地主義の原則、パリ条約に基づく出願と比較した PCT 制度の利用メリットなど、主な概要を紹介します。

第 1 回目は、2025 年 7 月 2 日午後 4 時～5 時 (中央ヨーロッパ時間) に英語で開催されます。登録は無料です。以下のリンク先からご登録下さい。

https://wipo-int.zoom.us/webinar/register/4217489551619/WN_x-6IXNbfRU2GAQgbwTuAjg#/registration

同シリーズの他の PCT 公開言語でのセッションについては、近日公表予定です。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

PCT 関連資料の最新/更新情報

Lean the PCT (PCT を学ぶ) ビデオシリーズ: How to 国際出願の提出

韓国語とロシア語字幕版

“Learn the PCT (PCT を学ぶ)” ビデオシリーズ (「How to 国際出願の提出」) 全 29 本の動画に韓国語とロシア語の字幕が追加されました。このシリーズは、WIPO PCT 法務・ユーザ関連部副部長である Matthias Reischle-Park が解説する 29 本の短編動画 (各約 15 分) で構成され、PCT 手続の国際段階と国内段階における重要な情報と注意点に関する基本的な概要を提供しています。

韓国語とロシア語字幕版は、英語版の動画画面の字幕設定又は YouTube 動画の画面右下の字幕からご選択下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/training/index.html
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

字幕には、動画作成後に施行された新規の言及又は改正された PCT 規則への言及が含まれています。

実務アドバイス

優先権を主張する出願が国際出願日前に譲渡された場合の国内段階の要件

Q: 国内段階の準備をしている際に、指定官庁の国内法令では、出願人が、譲渡により別の出願人が提出した先の出願に対する優先権を主張する場合には、出願人に譲渡証書を要求することに気付きました。私の出願は、国内官庁への直接出願ではなく、PCT 出願の国内段階手続であることを考えると、譲渡証書を提出する必要があるのか教えて下さい。

A:全体として重要なのは、国内官庁への直接出願の要件と PCT 出願の国内段階手続の要件を区別することです。PCT 条約は、指定官庁が国内段階で要求できる内容を明示的に制限しています (第 27 条及び PCT 規則 51 の 2.2 に基づく特定の状況下)。

PCT 条約は、一部のケースにおいて国内法令が特定の書類を要求することを認めていますが、これらのケースは厳格に定義された例外です。

PCT 第 27 条(1)、(5) 及び (6) に従い、指定官庁は、国際段階においてすでに確認された方式要件とは異なり、出願人の権利の実体的な事項に関する証拠を要求することができます。例えば、PCT 出願に記載された出願人が発明の権利を有しているか、又は先に提出された出願からの優先権を主張する権利を有しているかという問題は、国際段階においては確認されない実体的な事項です。

従って、指定官庁は、原則として実体的な事項に関する証拠を請求することができますが、出願人が PCT 規則 4.17 及び 51 の 2.2 に従い国際段階において申立てを提出した場合には、指定官庁は、通常、その状況に関する証拠を要求することはできません。この場合の申立てとは、例えば出願人が、譲渡により異なる出願人が提出した先の出願に対して優先権を主張する状況に該当します。申立ては、PCT 実施細則に定める標準文言(願書の備考に反映されているもの) に準拠する必要があります。

PCT 規則 4.17 及び 51 の 2.2 の規定の趣旨は、指定官庁が証明又は証拠の提出を要求するケースを最小限に抑えることです。但し、指定官庁が記載内容又は申立ての真実性について合理的な疑義を有する場

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

合に限り、PCT 規則 51 の 2.2 に基づき、関連する実体的な事項に関するいずれの証明又は証拠を要求する権限を有します。

また、優先基礎出願の譲渡が国際出願日後に行われた場合には、その状況は PCT 申立ての対象とならず、指定官庁は、当該発明に関する実質的な権利を証明する証拠として、譲渡証書の単純な写しを要求する場合があります。一部の指定官庁は、変更が、IB からの通知（様式 PCT/IB/306「記録の変更通知書」）に反映された記録の変更において請求されている場合には、証拠を要求しないことがあります。

優先権の譲渡に関して国際段階期間中に PCT の申立てが提出されていないのであれば、指定官庁は優先基礎出願に関する譲渡の証拠を要求する場合があります。但し、譲渡に関する証拠は、認証付き又は公証書式ではなく、譲渡書類の単純な写しで認められるべきです。

PCT 規則 51 の 2.1(d) の規定は、PCT が国内法令に単純な写し以外のものを要求できることを認める唯一のケースです。この規定に基づき、指定官庁は、出願人が提出した国際出願の翻訳文が以下の要件を満たすことを要求することができます。

(i) 出願人又は国際出願を翻訳した者が、その知識の及ぶ限りにおいて完全かつ正確である旨の陳述をもって証明すること

(ii) 公の当局又は宣誓した翻訳者が認証すること。ただし、指定官庁が翻訳の正確性について合理的な疑義を有する場合に限る

他の種類の書類に対して認証を要求する同様の規定は存在しません。

申立ての提出とその法的効果に関する追加情報は、PCT ニュースレター2014 年 2 月号（8 頁）に掲載された実務アドバイス（https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2014/pct_news_2014_2.pdf）をご参照下さい。

ePCT を利用した PCT 規則 4.17 に基づく申立ての提出に関する情報は、ePCT ユーザガイドの FAQs（https://www.wipo.int/en/web/ipportal-support/epct-user-guide/faq#）をご参照下さい。

国内段階において認められる国内要件に関する詳細は、PCT ニュースレター2017 年 9 月号（7 頁）（https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2017/pct_news_2017_9.pdf）に掲載されています。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY